

令和元年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和元年6月10日

令和元年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	4 1人乗り中型バス車両説明資料……………	3
議案第2号関係資料(1)	荒井富士山橋補強工事変更内容説明資料……………	4
議案第2号関係資料(2)	荒井富士山橋位置図……………	5
議案第3号・第4号関係資料	伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表……………	6
議案第5号関係資料	市道路線認定位置図……………	9
議案第6号関係資料	市道路線廃止位置図……………	10
議案第9号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	11
議案第10号関係資料	伊那市子育て支援センター条例新旧対照表……………	13
議案第11号関係資料	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表……………	14
議案第12号関係資料	伊那市学童クラブ条例新旧対照表……………	15

議案第1号関係資料

4 1人乗り中型バス車両説明資料

物品、台数、金額 及び 相手方	物 品	台 数	金 額	相 手 方
	4 1人乗り中型バス車両	1 台	20,471,198円 (内消費税 1,508,689円)	長野日野自動車株式会社伊那営業所 所長 久保村 誠
物 品 概 要	メーカー 日野自動車株式会社 車種名・型式 日野メルファ ロングボデー1ドア RR2AJDV 基本性能 乗車定員41人、ディーゼルエンジン5,123cc、6速AMT、極寒冷地仕様 寸 法 全長8,990mm、全幅2,340mm、全高3,140mm 主要装備 室内スピーカー、バックアイカメラ、カラーモニター、オーディオパッケージ（ラジオ、テレビ、DVD）			
納 入 期 限	令和2年3月25日			
予 算	総事業費	25,000,000円	主な財源	一般財源

議案第2号関係資料(1)

荒井富士山橋補強工事変更内容説明資料

工 事 名	荒 井 富 士 山 橋 補 強 工 事			
工種、金額 及び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	橋りょう補強工事	変更前の協定金額	172,699,697円 (内消費税 12,792,570円)	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 近藤 清久
		変更後の協定金額	175,579,245円 (内消費税 13,005,870円)	
		変 更 金 額	2,879,548円 (内消費税 213,300円)	
変更工事概要	1 橋りょう内部の炭素繊維補強に関する変更 (1) 炭素繊維補強下地処理及び下地材の変更 一式 (2) 炭素繊維補強施工部の既設コンクリートの不陸修正の変更 一式 (3) 繊維アンカー工の品質試験費の計上 一式 2 施工管理費及び事務的経費の変更			
工 事 期 間	変更前 平成29年11月14日から令和元年6月30日 変更後 平成29年11月14日から令和元年9月30日			
主 な 財 源	社会資本整備総合交付金（交付率55%） 合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%）			

荒井富士山橋位置図



伊那消防署



議案第3号・第4号関係資料

伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化					別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化				
分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割	分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 空き家バンクホームページの構築及び運営 空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 空き家バンクホームページの構築及び運営 空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
							産業振興	圏域内の農林業、商工業、観光等産業全体における事業者の設備投資、起業、立地及び雇用を促すため、市町村相	<ul style="list-style-type: none"> 関係情報の収集及び情報交換並びに対応を協議する会議の開催 事業者に対し、ふるさと融資や助成制度等の周知 事業者に対し、

旧		新			
			互に情報交換等連携し、ふるさと融資や助成制度の周知及び利用促進並びに必要な支援を行う。	設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等産地消の呼びかけ	・事業者に対し、設備投資、起業及び立地に要する物資等について、圏域内での調達、連携等産地消の呼びかけ
略		略			

2 結びつきやネットワークの強化

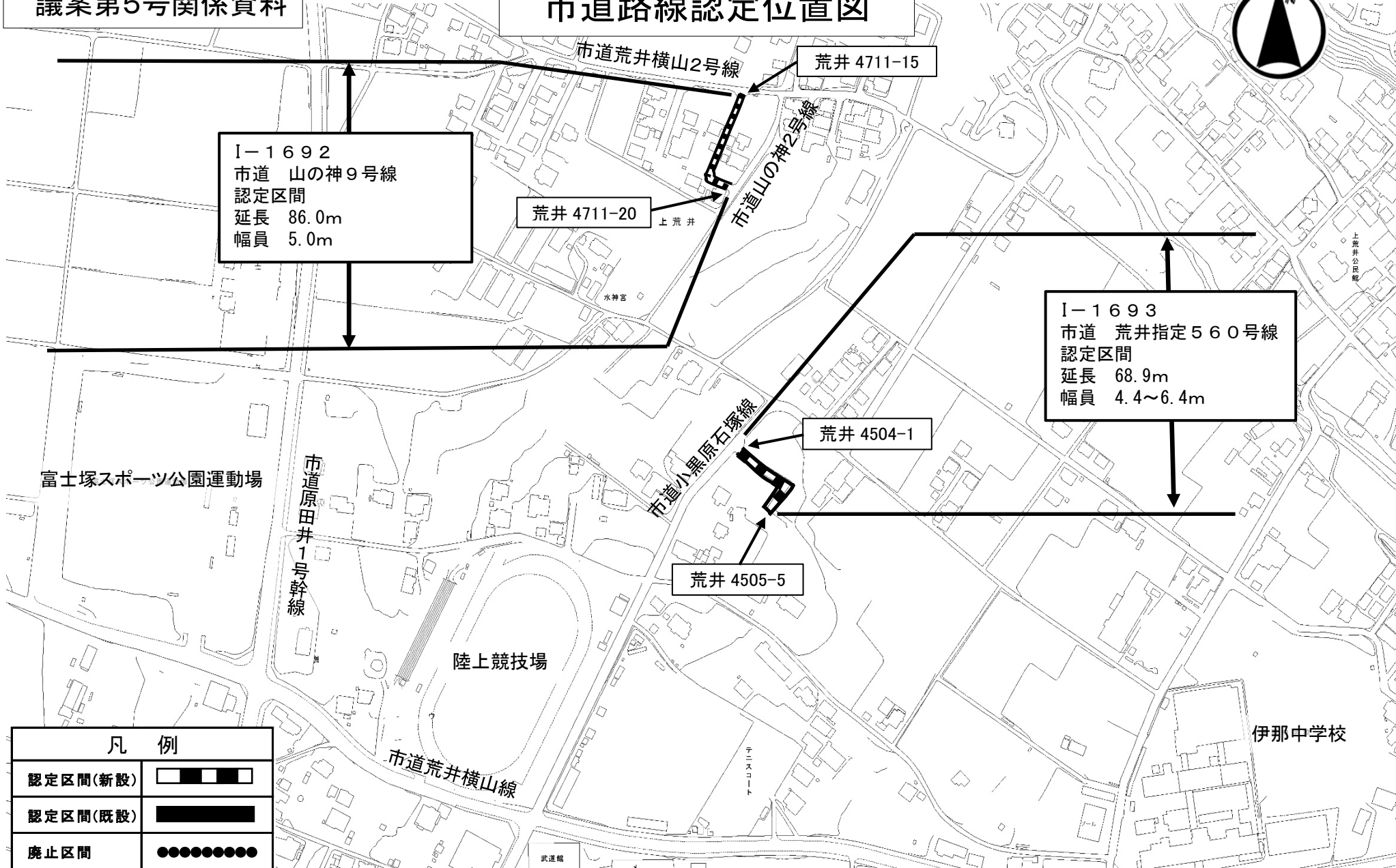
分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 運行委託に係るバス事業者との総合調整 地域住民への周知及び利用促進 住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市のバス事業者との調整への協力 地域住民への周知及び利用促進 住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整
		コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。		

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 運行委託に係るバス事業者との総合調整 地域住民への周知及び利用促進 住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市のバス事業者との調整への協力 地域住民への周知及び利用促進 住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整
		<p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p> <p><u>AI最適運行・自動配車サービス（ドアツードア乗合タクシー）の導入を</u></p>		

旧					新				
							<u>図</u> <u>る。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域住民への周知及び利用促進</u> ・<u>連携町村における事業展開への協力</u> 	
3 略					3 略				

市道路線認定位置図



I-1692
市道 山の神9号線
認定区間
延長 86.0m
幅員 5.0m

I-1693
市道 荒井指定560号線
認定区間
延長 68.9m
幅員 4.4~6.4m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第9号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）が<u>B 1</u>以上に該当するもの</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）が<u>B 2</u>以上に該当するもの</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者のうち障害の程度が<u>B 1</u>以上のもの、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以</p>

旧	新
<p>(9) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級に該当するもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当するもの（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの（当該所得に係る所得税の額を計算する場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条に規定する扶養控除の額を、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに、所得税が課せられないこととなるものを除く。）又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p>	<p>上であるもの</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級に該当するもの、<u>療育手帳交付者のうち障害の程度がB 2のもの</u>及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当するもの（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの（当該所得に係る所得税の額を計算する場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条に規定する扶養控除の額を、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに、所得税が課せられないこととなるものを除く。）又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p>

議案第10号関係資料

伊那市子育て支援センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>伊那市美篤子育て支援センター</u></td> <td><u>伊那市美篤3107番地1</u></td> </tr> <tr> <td>伊那市西箕輪子育て支援センター</td> <td>伊那市西箕輪6579番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<u>伊那市美篤子育て支援センター</u>	<u>伊那市美篤3107番地1</u>	伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市西箕輪子育て支援センター</td> <td>伊那市西箕輪6579番地</td> </tr> <tr> <td><u>伊那市高遠子育て支援センター</u></td> <td><u>伊那市高遠町西高遠532番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地	<u>伊那市高遠子育て支援センター</u>	<u>伊那市高遠町西高遠532番地</u>
名称	位置																
略																	
<u>伊那市美篤子育て支援センター</u>	<u>伊那市美篤3107番地1</u>																
伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地																
名称	位置																
略																	
伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地																
<u>伊那市高遠子育て支援センター</u>	<u>伊那市高遠町西高遠532番地</u>																

議案第11号関係資料

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>錦町新地公衆便所</td> <td>伊那市荒井3446番地14</td> </tr> <tr> <td>赤木駅公衆便所</td> <td>伊那市西春近8614番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14	赤木駅公衆便所	伊那市西春近8614番地	略		<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤木駅公衆便所</td> <td>伊那市西春近8614番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		赤木駅公衆便所	伊那市西春近8614番地	略	
名称	位置																		
略																			
錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14																		
赤木駅公衆便所	伊那市西春近8614番地																		
略																			
名称	位置																		
略																			
赤木駅公衆便所	伊那市西春近8614番地																		
略																			

議案第12号関係資料

伊那市学童クラブ条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高遠小学童クラブ</td> <td>伊那市高遠町西高遠465番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠465番地	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高遠小学童クラブ</td> <td>伊那市高遠町西高遠532番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠532番地	略	
名称	位置																
略																	
高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠465番地																
略																	
名称	位置																
略																	
高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠532番地																
略																	